

# ベルギー政治経済と日・ベルギー経済関係 (概観)

2018年4月12日  
商工委員会ビジネスセミナー  
日本大使館 生駒聡

1. ベルギーの連邦制と地方制度
  - (1) 国家制度改革
  - (2) 地方制度
2. 歴史的文化的背景
  - (1) 外国支配の歴史
  - (2) ヨーロッパ交易の中心
3. ベルギーの経済政策
4. 日・ベルギー経済関係

# 1. ベルギーの連邦制

## 1 連邦

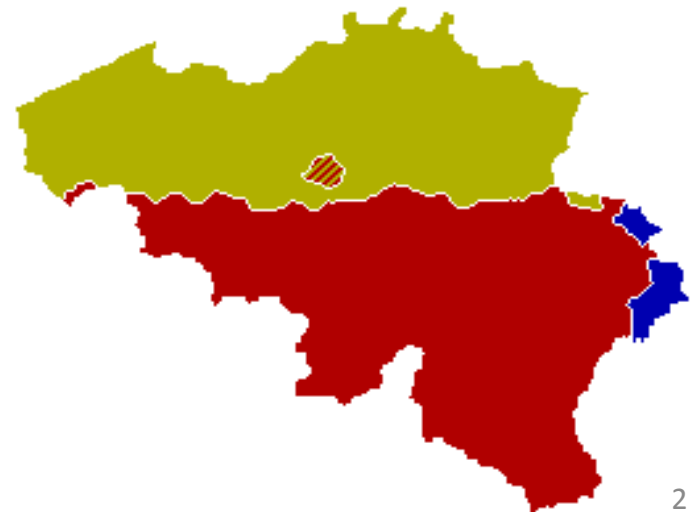
- 財政、国防、外交、司法、社会保障、医療、治安、金融、原発、公的企業など
- 地域・共同体の権限事項でも、統一的・平等な扱いを要するもの

## 2 地域 <領域を示す地理的概念>

- 経済、対外貿易、雇用、農漁業、住宅、公共事業、公的融資、運輸、エネルギー、
- 環境、地域開発・都市計画、自然保全、
- 州・基礎的自治体・自治体共同事業体の監督など
- 管轄事項の範囲内での国際関係

## 3 共同体 <同じ言語を話す住民の集合体を示す概念>

- 文化（観光、スポーツ、映画、メディアなど）、教育、言語
- 属人的事項（保健医療、人的支援（家族、青少年、移民など））



# 7つの議会／政府

- 連邦議会／政府
- 地域議会／政府  
(フランダース、ワロン、ブリュッセル首都圏)
- 共同体議会／政府(仏語、蘭語、独語)

※フランダース地域議会・政府と蘭語共同体議会・政府は事実一体化し、フランダース議会・政府と呼称

(ただし、フランダース議会が共同体事項を審議するためにはブリュッセル首都圏地域議会の蘭語系議員が出席する必要がある。)

$$\Rightarrow 1 + 3 + 3 \quad (-1) = 7 \quad (6)$$

# 国家制度改革(Réformes de l'État)の経緯①

(前史)

1962-63年：言語境界線を確定

地理的に蘭語圏と仏語圏を区分

1963年：行政機関の使用言語についての法律を制定

蘭語圏では蘭語で、仏語圏では仏語で、独語圏では独語で行政サービスを提供。ブリュッセルは2言語。

1968年：ルーヴァン・カトリック大学が蘭語系と仏語系に分離 (“Walen buiten”)

→仏語系教員・学生はOttignies市に新たに仏語系ルーヴァン・カトリック大学を設立 (Louvain-la-Neuve市)

# 国家制度改革(Réformes de l'État)の経緯②

## 第一次国家制度改革（1970年）

- 3つ（蘭語、仏語、独語）の「文化共同体 (Communautés culturelles)」を創設。

（言語・文化に着目した組織。同じ言語話者の集合体という考え方。地理的概念ではない。）

- 3つの「地域」（フランダース、ワロン、ブリュッセル）が等しく存在することだけを憲法で規定。「地域」の機構等のあり方については合意できず。

# 国家制度改革(Réformes de l'État)の経緯③

## 第二次国家制度改革（1980年）

- 「フランダース地域」と「ワロン地域」を創設。  
ブリュッセルの扱いについては両地域の意見が合わず、連邦政府の管轄のまま。
- 文化共同体を「共同体」に改め、権限を拡大。  
(この際、フランダース地域と蘭語共同体は機構を一体化)
- 地域、共同体それぞれに、議会と政府を設置。  
連邦から権限を移譲。地域は主に経済的事項、  
共同体は主に文化的事項(教育・スポーツ等)を所管。

# 国家制度改革(Réformes de l'État)の経緯④

## 第三次国家制度改革（1988年）

- 「ブリュッセル首都圏地域」を創設（独自の議会と政府を設置）
- 各地域・各共同体に追加的権限移譲。

## 第四次国家制度改革（1993年）

- 憲法第1条で「ベルギーは、共同体と地域で構成される連邦国家である」と規定し、憲法上明確化。
- 従来のブラバント州を、ブラバン・ワロン州、フラムス・ブラバント州及びブリュッセル首都圏地域に分割。

# 国家制度改革(Réformes de l'État)の経緯⑤

## ※ブリュッセル・ハル・ヴィルヴォールド (BHV) 問題

第四次国家制度改革によるブラバント州分割の際、仏語話者が多数のブリュッセル首都圏地域はフランダース地域のフラームス・ブラバント州に取り囲まれる形になった。

(問題) ブリュッセル首都圏地域周辺に、地理的に蘭語圏だが住民の大半が仏語話者であるコミューンが複数あるため、裁判管轄区と選挙区は分割できず、フラームス・ブラバント州の西半分とブリュッセル首都圏地域は、1つの裁判管轄区・選挙区(ブリュッセル・ハル・ヴィルヴォールド)とされた。

※行政区としては、ブリュッセル首都圏行政区、ハル・ヴィルヴォールド行政区、ルーヴェン行政区の3つ

(運用) ブリュッセル・ハル・ヴィルヴォールド裁判管轄区では仏蘭語いずれでも司法手続き実施。選挙では、ブリュッセル、フラームス・ブラバント、いずれかの選挙区を選択して投票することが可能。

(政治的帰結) フランダース地域での蘭語単独使用を主張する蘭語系政党の不満の種となる

# (旧)ブリュッセル・ハル・ヴィルヴォールド (BHV)選挙区

L'ARRONDISSEMENT DE BRUXELLES-HAL-VILVORDE

LE 5019-36.00.09



# 国家制度改革(Réformes de l'État)の経緯⑥

## 第五次国家制度改革（2001年）

- 連邦から地域・共同体への追加的権限移譲、ブリュッセル首都圏地域の機構改革。
- 連邦から共同体への予算配分の増大、地域の財政自律強化。

## 第六次国家制度改革（2012年、2014年）

- ブリュッセル・ハル・ヴィルヴォールド（BHV）選挙区を分割。
- 上院の権限の縮小と非常設化、地域・共同体への一層の権限移譲、地域への一層の財源移譲。

# 国家制度改革(Réformes de l'État)の経緯⑦

## ブリュッセル・ハル・ヴィルヴォールド (BHV) 選挙区の分割

- 第六次国家制度改革により、BHV選挙区が、ブリュッセルとフラムス・ブラバントの2つの選挙区に分割された。
- ブリュッセル周辺の蘭語圏で住民の大半が仏語話者である6つのコミューン (communes à facilités) では、選挙では住民がブリュッセル、フラムス・ブラバント、いずれかの選挙区を選択して投票することが可能。

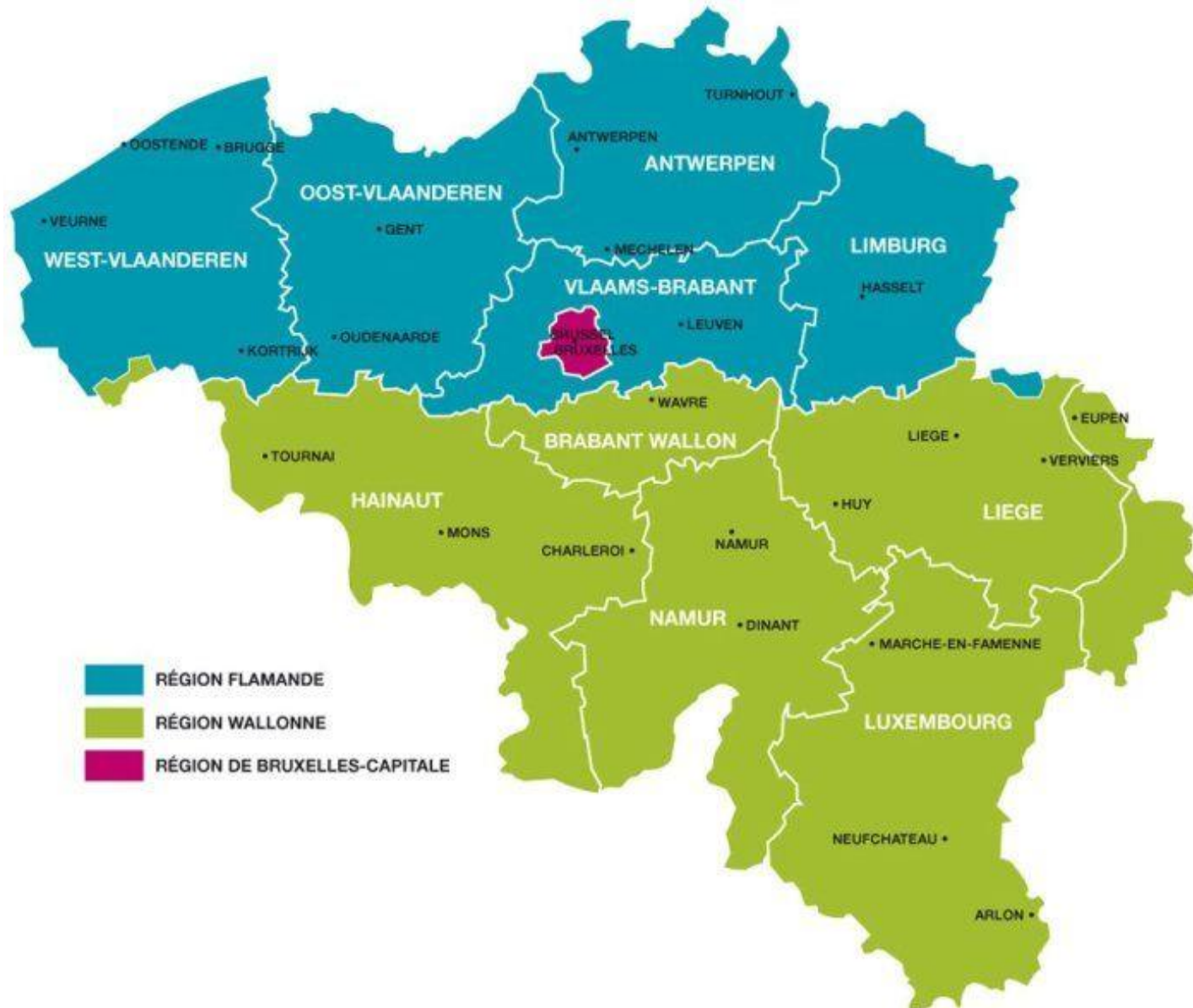
# 2. ベルギーの地方制度



計589コミューン

IGN, Bruxelles - 2001  
Mention obligatoire à chaque réutilisation  
© NGI, Brussel - 2001  
Verplicht te melden bij ieder hergebruik

# ベルギーの10州



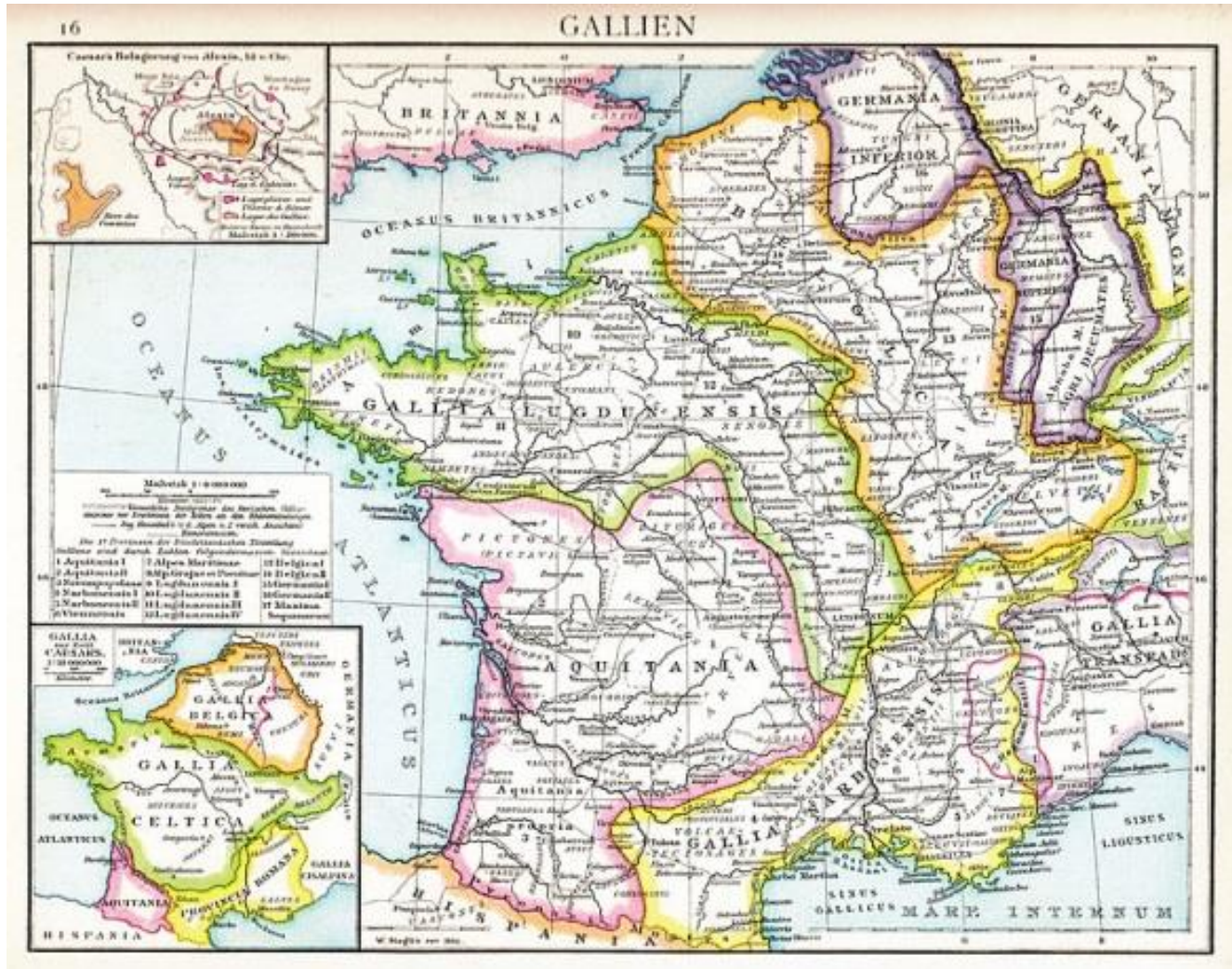
# 州 (Province) の権限

- 州及び住民の利益のため、連邦・地域・共同体（特に地域）の監督のもとに、行政主体として業務・活動等を実施。
- 社会・文化インフラ、環境、経済、公共事業、教育、治安・秩序維持等

\* 国家制度改革の過程で、かつて州にあった権限の多くは地域に移譲された。

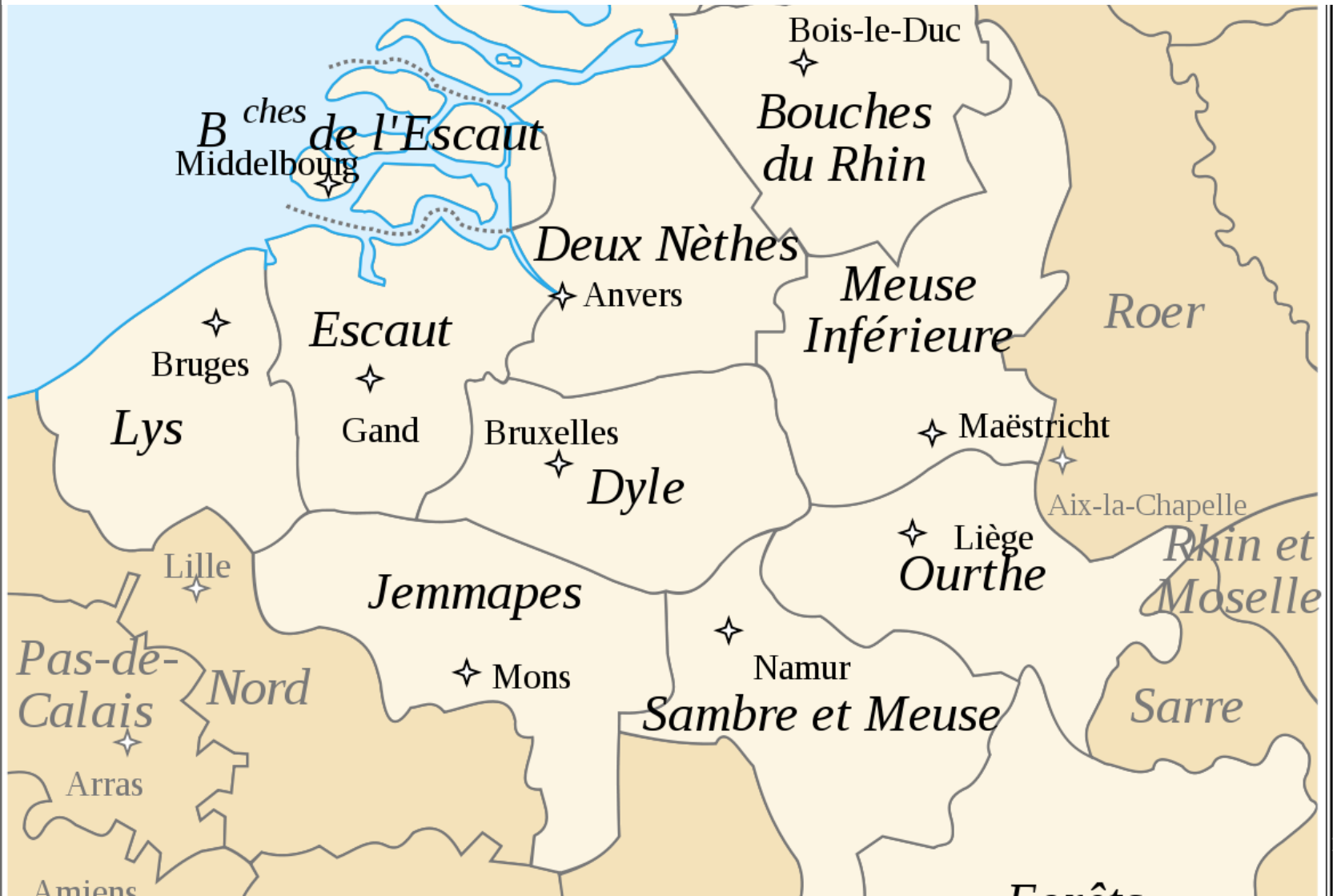
\* 州と基礎的自治体 (commune/gemeente) はベルギー独立前の制度に由来する。

# 3. 数世紀にわたる外国支配





# ナポレオン統治下の低地地方 (1792-1815年)



# 中世から近代の外国支配者

中世 フランドル伯領

14～15世紀 ブルゴーニュ公国

1477年 ハプスブルク家

1556年 スペイン領(スペイン・ハプスブルク家)

(1648年 スペインからネーデルラント連邦共和国独立)

1715年 オーストリア領

1797年 フランスに併合(ナポレオンの総裁政府)

1815年 ネーデルラント連合王国として再編

(現在のオランダとベルギー)

1830年 独立革命(オランダから独立)

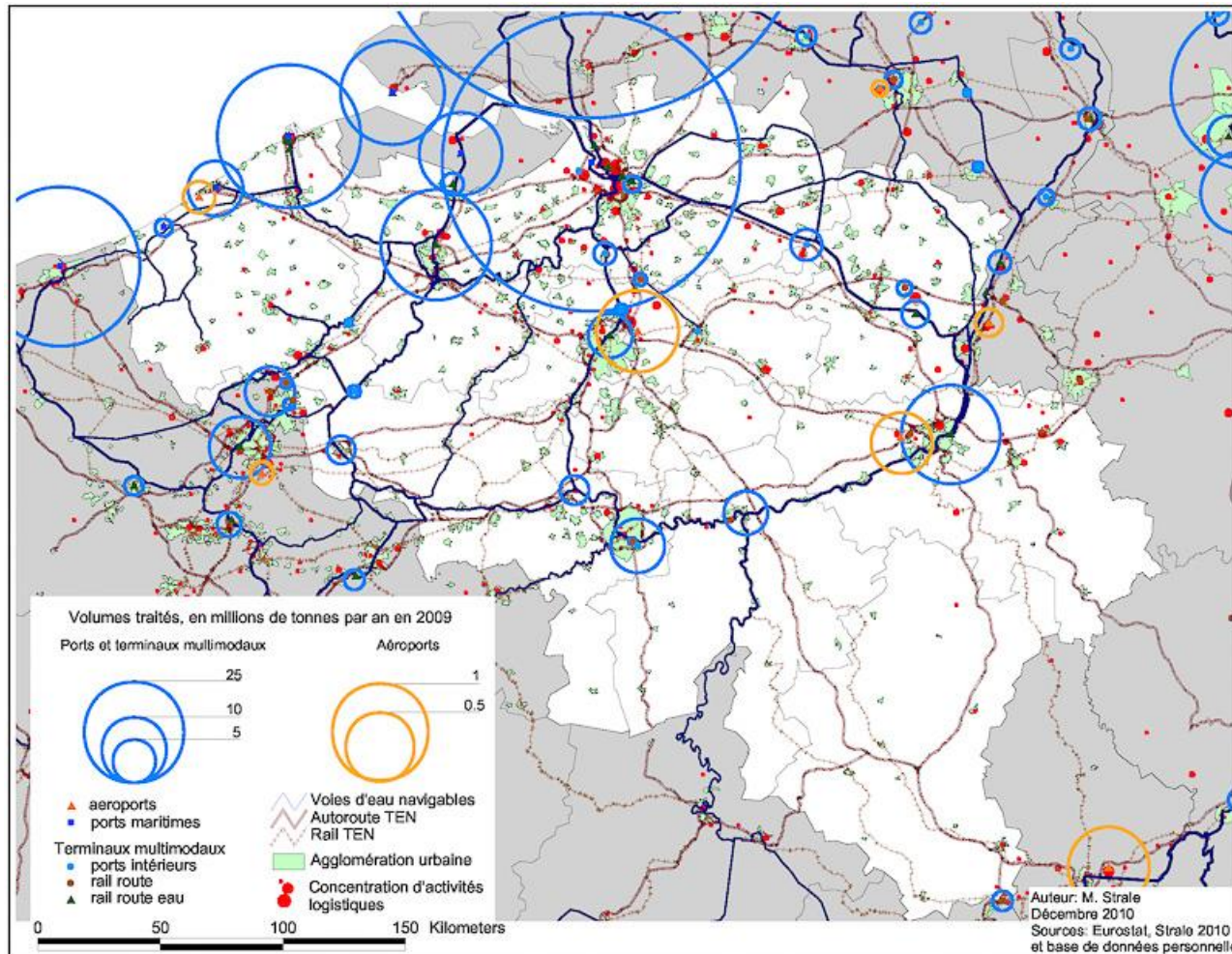
# ベルギーは歴史上、常に境界地帯だった

- 1世紀 ローマ帝国のガリア領土拡張の前線  
現在のベルギー一帯は、ガリア・ベルギカ属州、  
ゲルマニア・インフェリオル属州にまたがる  
(ケルトとゲルマンの境界)
- 870年 メルセン条約  
スヘルデ川を境にロタリングアを分割  
(ラテンとゲルマンの境界)
- 1960年代 モロッコ、トルコから炭鉱労働のための  
集団移民  
(ヨーロッパとイスラムの境界)

# (取引所の意味での) bourse/ beurs の語源？

- 13世紀、ブルージュには各国からのブローカー（仲立人）が集まっていた（バルト海沿岸・英国・ドイツとイタリア・スペインを結ぶ通商路に位置する）
- ブルージュのVan der Buerse家が営む宿屋（Ter Buerse）に商人が集まって、あるいは宿屋の主人がブローカーとして、商談をした
- Ter Buerse前の広場は取引の中心に発展し、14～15世紀にかけて、欧州各地の取引相場情報が集められ、まとめて発表されていた。
- ブルージュの衰退にともなって取引所はすたれ、1531年にアントワープに取引所が開設された。

# 3. ベルギーの経済政策



# 権限関係(分権と重複)

- **経済政策一般**

連邦政府:会社登記、統計

地域政府:その他ほとんどの権限

- **エネルギー政策**

連邦政府:電力供給確保、料金、原子力、洋上風力

地域政府:地域内配電・ガス供給、再生可能エネルギー

- **雇用政策**

連邦政府:労働法制・税制、

地域政府:失業手当、職業訓練等

- **農業政策**

連邦政府:対EU政策、食品流通安全

地域政府:その他ほとんどの権限

## 4. 日・ベルギー経済関係



# 日・ベルギー貿易

## ①貿易総額(出典:財務省貿易統計 単位:億円)

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
対日輸出総額	2,424	2,669	2,641	2,710	3,085
対日輸入総額	5,167	5,868	6,197	6,211	6,611
ベルギー側収支	▲2,743	▲3,199	▲3,556	▲3,501	▲3,526

## ②主要貿易品目

ベルギー→日本:

有機化合物、医薬品、自動車・部品、科学光学機器、ダイヤモンド等

日本→ベルギー:

自動車・部品、機械類、有機化合物、プラスチック、ゴム製品等

# 日・ベルギー間直接投資

直接投資残高(出展:日銀国際収支統計 2016年末 単位:億円)

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
日本の対ベルギー直接投資 残高(各年末)	13,850	20,539	21,554	20,424	20,523
ベルギーの対日直接投資残高 (各年末)	194	-24	118	582	738

※日本の対欧州直接投資の中では、対英国(133,951億円)、対オランダ(111,710億円)、対ドイツ(21,805億円)に次いで、対ベルギーは**第4位**(20,523億円)。(2016年末)

# 日・ベルギー新租税条約

※現行条約は1970年発効(数次にわたり改正)

## 改正内容(ポイント)

### 1. 事業利得に対する課税の改正

恒久的施設に帰属する課税対象利得の明確化

### 2. 投資所得に対する課税の更なる軽減

投資所得(配当、利子、使用料)について、源泉地国(所得が生ずる国)における課税の上限(限度税率)の引き下げ(配当課税15%→10%など)、又は免税(親子会社間配当、企業間受取利子、使用料)。

(手続き)

平成28年10月12日 東京で署名

平成29年5月17日 国会承認

平成29年7月24日 日本側からベルギー側への通告

現在 ベルギー側各議会で手続き中

(連邦下院・地域・共同体の全7議会による承認が必要)

その後 ベルギー側から日本側への通告